

## 他府県の逮捕等による支給停止規定の状況

令和3年12月14日

	支給停止				支給停止解除の区分			不支給となる要件	不支給となる期間等			期末手当への反映（停止等の要件は議員報酬と同様）	制定年	制定経緯等
	要件	始期	終期	計算方法	公訴を提起しない処分（不起訴）	無罪の判決等が確定	起訴されず逮捕等から1年経過		逮捕等で支給停止となった期間	刑の執行で刑事施設に収容された期間	罰金等を完納せず労役場に留置された期間			
福井県	刑事事件の被疑者・被告人として逮捕・勾留その他の身体拘束処分	逮捕等をされた日	逮捕等を解かれた日	日割り	○	○	○	有罪の判決等が確定	○	○	○	議員報酬の支給停止となった期間分は、支給停止（日割り）	平成23年	公職選挙法違反による議員逮捕を契機に制定
大阪府	〃	逮捕等により本会議、委員会、協議等の場、議員派遣、委員派遣（本会議等という）を欠席した日の属する月	逮捕等を解かれた後、最初に本会議等に出席した日又は逮捕等以外の事由により欠席した日の属する月の前月	月単位	○	○	—	〃	○	○	—	議員報酬の支給停止月分は、支給停止（月割り）	平成20年	官製談合事件における談合罪・収賄罪容疑による議員逮捕を契機に制定 ※逮捕等により1定例会を全て欠席しても、長期欠席の扱いとはならない。
福岡県	〃	逮捕等により本会議又は委員会を欠席した日の属する月のみ停止（期間の定めではない）		月単位	○	○	—	〃	○ （欠席した日の属する月のみ）	○ （欠席した日の属する月のみ）	—	議員報酬の支給停止月分は、支給停止（月割り）	平成15年	政治資金規正法違反による議員逮捕を契機に制定 ※逮捕等により連続する2定例会を全て欠席したときは、長期欠席の扱いとなり、議員報酬は支給しない。 ただし、無罪であった場合には、議長が長期欠席の適用除外と認めれば遡及して支給する。
石川県	<p>期末手当のみに、不支給・支給停止・支給停止解除の規定を設けている。※基準日は6月1日及び12月1日。支給日は6月30日及び12月10日</p> <p>〈不支給〉①基準日から支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられ、失職した議員 ②基準日前1月以内又は基準日から支給日の前日までに離職した議員で、離職日から支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられた議員 ③支給停止とされた議員で、禁錮以上の刑に処せられた議員</p> <p>〈支給停止〉離職日から支給日の前日までに在職期間中の行為に係る刑事事件で、①起訴され、判決が確定していない場合 ②逮捕された場合</p> <p>〈支給停止解除〉①禁錮以上の刑に処せられなかった場合 ②公訴を提起しない処分があった場合</p>											平成9年	国家公務員の不祥事を受けた執行機関の一般職員の条例改正に合わせて制定	

※条例改正に向けた検討に当たっては、改めて適法性の確認が必要